

英国児童虐待防止研究

——コンタクトポイント (CPd: ContactPoint database)、
共通アセスメントフレームワーク (CAF: Common Assessment Framework)、
児童情報管理システム (ICS: Information Children's System) が
児童 (虐待防止) ソーシャルワークに与える影響について——

田 邊 泰 美

〔1〕 早期／予防介入としての CPd、CAF、ICS

児童社会サービス改革案『すべての子どもはかけがえのない存在である』(Every Child Matters: ECM, 2003) では、すべての子どもと子ども期 (childhood) が対象とされる。その目的は「子どもの保護」と「子どもの潜在能力を引き出すこと」であり、「安全保障」と平等な「機会の提供」である。これらの目的を実現するにあたって幼少期における早期／予防介入を実施する。それは「すべての子ども」を対象とする普遍的な早期／予防介入を実施し、そこでニーズ／リスクのある子どもを早期に発見／対応してゆくという壮大な計画である⁽¹⁾。それは、シーボーム改革 (1970 年) 以来の大きな児童社会サービス改革といえる。

早期／予防介入の実現には、専門家による「情報開示／共有」と「協働」、それを可能とする組織改革 (サービス再編／統合) が必要であることは、ECM で明確にされた。児童関連サービスの統合と調整を行う児童トラスト (Children's Trust) や当該地区居住の子どもに関する基本情報をデータベース化し管理するシステム (Information Hub) の設置が提言される。そして 2004 年児童法の 10 条と 12 条において、児童トラスト (10 条: 機関協働の義務) と全国児童情報管理システム (12 条: 子どもに関する情報のデータベース化) の法的根拠が明確にされた。

ニーズ／リスクある子どもを早期に発見／確認し、専門家の協働による集中／専門的介入を行い、社会的排除へ陥ることを未然に防ぎ、ECM の 5 つの目的を達成できるよう支援する責任が自治体にはある。それには、専門性に裏付けされた情報開示／共有とそれに基づく精確なアセスメントが必要であり、ICT (Information Communication Technology: 電子情報化) によって可能となる。これが ECM の基本的な考え方であり⁽²⁾、それを具体化させたのが、コンタクトポイント (ContactPoint database: CPd)、共通アセスメントフレームワーク (Common Assessment Framework: CAF)、児童情報管理システム (Information Children's System: ICS) である。

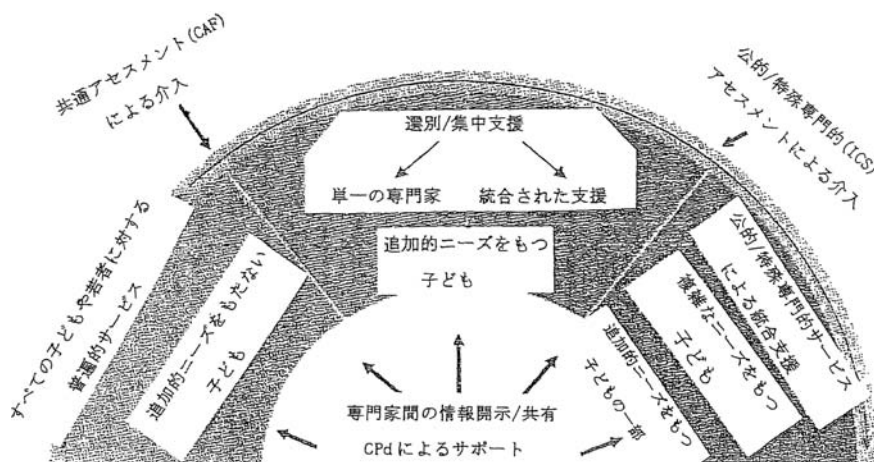
本稿では、CPd、CAF、ICS が児童 (虐待防止) ソーシャルワークにもたらす影響を考察する。尚、CPd は 2008 年 4 月を実施予定されていたが 10 月に延期され、さらに 2009 年 1 月に延

期された。実施後間もなく政権交代があり廃止になった。CPd は、ECM では Information Hub として提言され、先行的事業等では ISI (Information Sharing Index)、IRT (Identification Referral Tracking system) と命名されていたが、2007 年 2 月に CPd に統一された。

[2] CPd、CAF、ICS の目的と連携⁽³⁾

図 1 で示されたように 3 つのシステムは相互連携がもたされている。CPd は、今関わりを持っている子ども／若者について、自分以外に誰が（専門家）関わりを持っているのかを迅速に確認し連絡を取り合うことで、支援や対応の調整（協働）を行うことを目的とする。早期／予防介入の最前線活動といえるであろう。但し、CPd には、子ども／家族に関するケース記録やアセスメント内容は含まれておらず、基本的な情報に限られている。CAF とは、初期アセスメントのことであり、（一定の研修を積めば）専門領域に関係なく全ての実践家が利用可能である。フォーマットされた質問項目（共通のプロセス／言語で構成）に情報入力しニーズを確認するという手法がとられ、アセスメントの内容／結果について、全ての実践家が理解可能となるよう構成されている。ICS には、1989 年児童法 17 条で定義された子ども（育成児や被虐待児も含まれる）と家族に関する詳細な情報が含まれており、アクションを決定するアセスメントに重要な情報を提供してくれる。このように自治体の公的責任におかれた子どもを対象としているので、ICS の利用は一部の専門家に制限されている。

図 1 ICS、CAF、CoP の連携図



出典：ICS、CAF and ContactPoint-an overview (2007), www.everychildmatters.gov.uk, p.3.

[3] CPd

(1) CPd とは

CPd には 18 歳未満のすべての子どもに関する基本情報、すなわち①氏名、住所、性別、生年月日、身分証明番号、②次に掲げる者／施設の名前と連絡先、③親／保護者、④当児が関わりをもつ教育機関（例えば学校）、⑤当児が関わりをもつ保健医療機関（例えば一般家庭医）、⑥これら（教育や保健医療による普遍サービス）以外に当児が受けているサービスなどが記録されている。当児に責任専門家（Lead Professional：LP）もしくはキーワーカーが就いておればその名前と連絡先、CAF の有無を確認することができる。性、精神疾患、虐待に関するサービス(sensitive services)については、当児あるいは親の同意を必要とするが、当児が被虐待のリスクにある場合はその限りではない。サービス提供者の名前と連絡先は記録されるが、サービスの内容は伏せられ sensitive services とだけ明示される。CPd には、ケース情報（例えばケース記録、アセスメントの結果、健康診断、身体／医学検査など）は、一切含まれて（記録されて）はならない⁽⁴⁾。

(2) CPd の導入過程：2004 年児童法まで

子どもに関する情報のデータベース化すなわち IRT（Identification, Referral and Tracking system）は早くから内務省や財務省で導入が検討されていた。2002 年 4 月行政刷新部報告書『プライバシーと情報共有：公共サービスの進展をめざして』⁽⁵⁾では、公的セクターの専門家が個人情報の開示／共有を頑なに拒否することを諫め、（個人情報保護に関する）現行法は余りにも縛りが強すぎると主張される⁽⁶⁾。とりわけ「社会的排除のリスクがある子ども」に関する情報がそうであり、専門家による情報開示／共有（本人の同意を得ていない）は、アセスメントの質の向上（ニーズ／リスクの精確な判断）をもたらし、セーフティーネットから毀れおちる子どもを防ぐことができると結論づけられる⁽⁷⁾。そして 2002 年 9 月、内務省より IRT 計画が発表された。但し、その目的は「犯罪との闘い」であり、児童少年の非行／犯罪の予防対策⁽⁸⁾として導入された。

クリンビエ虐待死亡事件報告書（ラミング報告書）では、児童虐待の予防対策として、そして ECM ではすべての子どもを対象とした早期／予防介入の手段として、データベース化（ECM 以降のデータベース化は Information Sharing Index：ISI と略す）が提言される。ISI では、子どもに関する基本的な情報がデータベース化される。これらの情報は子どもの生活の変化に応じて更新可能である⁽⁹⁾。ISI へのアクセスすなわち情報共有／開示の根拠は、子どもの健全な成長／発達および安全／福祉に懸念（concern）がもたれた場合である。そしてアクセスと同時に「初期警告の合図」（旗印の入力：a flag of concern）を入力することができる。そうすれば他の実践家の関心を引き付け、詳細な個人情報の開示／共有が可能となり、迅速かつ精確な早期／予防介入を促すことになる。但し、アクセスの根拠となる懸念は、「通常の介入基準」（児童虐待防止にお

ける介入基準すなわち重大な危害があるかあるいはその疑いがある場合)によるものではなく、実践家の判断に委ねられている。さらに懸念の範疇に、親／保護者の拘禁刑、家庭内暴力、精神疾患、薬物／アルコール濫用という家族内要因も含まれようとしている。すなわち、早期／予防介入のために、児童虐待や青少年犯罪のようなハイリスク・ケース以外でも、子どもや親／保護者の同意なく、子どもに関する情報の開示／共有が可能な環境づくりが目論まれている⁽¹⁰⁾。政府は、子どもに関する情報共有／開示の現行取り決めは、余りにも厳格すぎると確信しており、様々な障壁を取り除こうとする⁽¹¹⁾。

ISIの導入に法的根拠を与えたのが2004年児童法である。10条の「子どものウェルビーイングを保証し促進するための協働」(Co-operation to improve well-being)では、「児童社会サービスの提供に責任をもつ部局、諸機関、諸団体は、協働を保証し促進するための取り決めを結ぶ」(10条1項)責任があること、すなわち児童トラストの法的根拠が明確にされる。そして「子どものウェルビーイング」(10条2項)とは、(a) 身体的及び精神的健康と心理的安寧、(b) 危害やネグレクトからの保護、(c) 教育、訓練、レクリエーション、(d) 社会に対する貢献、(e) 社会的及び経済的安寧とされる。12条の「情報データベース」はISIに関するもので、その目的は「子どもの安全あるいはウェルビーイングに懸念がある場合、容易に情報の共有／開示ができること」である。すなわち、効率的な早期／予防介入を実現するために、情報共有／開示の根拠を懸念とし、その敷居を低くした⁽¹²⁾。本来、本人(子どもや親／保護者)の同意なく情報開示／共有できるのは、子どもに「重大な危害」の懸念(concerns of significant harm to a child)が確認される場合だけである。すべての子どもを対象とする早期／予防介入のために「重大な危害」が外された。それは情報開示／共有だけの問題ではない。介入の基準も低くされたのである⁽¹³⁾。

(3) CPdのソーシャルワーク的課題

このように懸念という概念は児童(虐待防止)ソーシャルワークの行方に決定的な影響を与えるにもかかわらず、その内容が明確にされていない。懸念とは「子どものウェルビーイング」(10条2項(a)～(e))が排除／疎外された状態であることは確かであり、親／保護者あるいは家族のネガティブな要因も含まれようとしているが、どの程度の状態を懸念とするかは、実践家の判断に委ねられている。そうすると次のような問題が生じる。

第1は早期／予防介入の目的についてである。児童虐待防止(10条2項(b)危害やネグレクトからの保護)だけでなく、非行／犯罪(10条2項(d)社会に対する貢献)も同時に扱うことになる。とりわけ、社会的包含への脅威として非行／犯罪に対する政府の関心は強い。そうすると、「社会から子どもの保護」すなわち社会福祉(social welfare)と「子どもから社会の保護」すなわち刑事司法(criminal justice)の区別／境界が益々曖昧になる⁽¹⁴⁾。

第2は懸念に関する通報の増加である。早期／予防介入という観点から極端に増えることが予想される。そうすると調査に膨大な時間が取られることになる。そして懸念に親／保護者の拘禁刑、家庭内暴力、精神疾患、薬物／アルコール濫用というネガティブな家族内要因が含まれる

と、調査の内容は親／保護者の養育能力の評価となる。さらに資源的制約という脈絡では、一部の親集団に対するモニター／監視が強まりかねない⁽¹⁵⁾。

第3は家族との信頼関係である。本人の同意がないところで情報開示／共有がされると分れば専門家への不信は増幅する。例えば出産後精神的に不安定な状態にある母親は児童虐待防止チームに知られないように保健訪問員に病状を隠すかもしれない。またアルコール依存症の母親は学校に知られないように一般家庭医との関わりを避けることにもなりかねない⁽¹⁶⁾。

第4はISIの効果性についてである。ISIへアクセスにより情報を素早くキャッチできたとしても、効果的な早期／予防介入ができるわけではないという厳しい批判である。ビクトリア・クリンピエ虐待死亡事件では、すべての専門家が重要な情報をキャッチしており、介入する機会は十分にあった。必要なのは、情報のもつ意味を精確に理解／アセスメントし、アクションを決定するソーシャルワーカーの専門性とそれを可能とする資源であったはずである⁽¹⁷⁾。

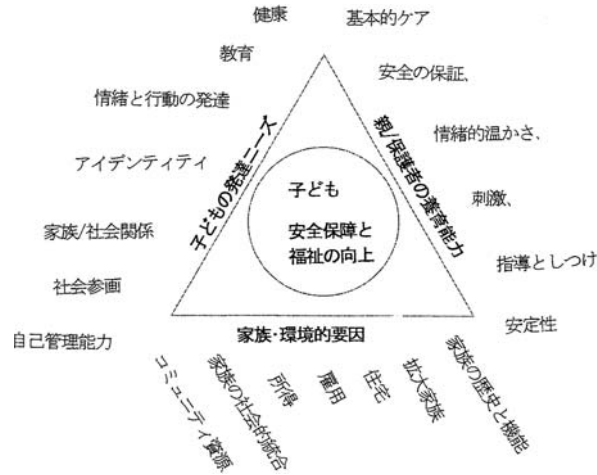
このようにISIは多くの批判を受け改正を重ねてゆき、最終的にCPd(2007年2月)に落ち着くことになる。ISI構想にあった「初期警告の合図」(旗印)の入力は却下されたが、前述したISIの課題は解決されたとは言い難い。効率的な早期／予防介入のための情報開示／共有という目的は変化しておらず、CPdに至ってもその根拠は曖昧なままである⁽¹⁸⁾。子どもや親／保護者から情報開示／共有に対する同意が得られるのであれば問題はない。政府もその姿勢を明確にしている⁽¹⁹⁾。しかしソーシャルワークにおける子どもや家族の最初の選択が「同意をすること」であり、そこに何らかの心理的圧力が作用するのであれば、ソーシャルワークの根幹に関わる事態となる⁽²⁰⁾。同意は自由に与えられるべきであり強制的な要素に蝕まれてはならないし、同意の拒否がその人に不利益を与えたり傷つけたりするものであってはならない。専門家にとって守秘義務は、利用者個人の尊厳を守り、自分たちの生活を自らの手で統制する権利を支援し、個別(多様)性を尊重するという意味において、ソーシャルワークの倫理的原則である⁽²¹⁾。

[4] CAF

(1) CAFとは

CAFとは、子ども／若者のニーズとりわけ追加的ニーズに焦点を合わせてアセスメントし、そのニーズにマッチしたサービスの提供を検討するツール／アプローチのことであり、現場最前線でのサービス提供に重要な役割を果たす。「追加的ニーズに焦点を合わす」とは「早期／予防介入」を目的とした初期アセスメントのことであり、「ニーズにマッチしたサービスの提供」とは、子どもに関する情報を実践家が共有し協働アプローチ(サービスパッケージ)を行うことである。したがって、CAFによるアセスメントの特徴は、①特殊専門的な水準ではなく、すべての実践家が理解可能な共通言語による初期アセスメントであり、一定の研修を受ければ子どもサービスに関わるすべての実践家は利用できること、それが可能となるよう②子どもの成長と発達における「親／保護者」「家族／環境」の影響を考慮しながら、子どものニーズや長所(strength)

図2 アセスメント フレームワーク



出所：Department of Health, Department for Education and Employment, Home Office (2009) *Framework for the Assessment of Children in Need and their Families*, The Stationery Office, p.17.

表3 CAF アセスメントの要約：長所 (strengths) とニーズ (needs) の確認

項目		所見：長所とニーズ
幼児、子ども、若者の発達		
健康	健康全般	
	身体的発達	
	会話、言語、コミュニケーション	
情緒と社会性の発達		
行動の発達		
アイデンティティ (自己評価を含む)、自己像、社会参画		
自己管理能力と独立心		
学習	理解力、論理的思考力、問題解決力	
	学習の進捗と成績	
	学習、教育、雇用への参加	
親と養育者		
安全と保護を保証する基本的ケア		
情緒的温かさ安定		
指導、しつけ、刺激		
家族と環境		
家族の歴史、機能、幸福		
拡大家族		
住宅、雇用、財源事情		
教育も含めた社会/コミュニティの要素と資源		

出所：Common Assessment Framework for Children and Young People-Guide for Service Managers and Practitioners (2005), <http://www.cumbria.gov.uk?eLibrary/C>, p.22.CAFは2007年 (Department for Children, Schools and Families) に部分的な改正がされている。①所見が「・・・根拠に基づいてコメントを行い、その根拠が何であるかを明確する」と改正され、「根拠に基づく実践」であることが明確にされている。②「幼児、子ども、若者の発達」に「胎児」が加えられている。③「幼児、子ども、若者の発達」の項目に「家族と社会関係」が加えられている。④「学習」の下位項目に「目標」が加えられ4つになっている。したがって、記入項目は、19項目になっている。

をアセスメントするプロセスが分かりやすく提示されていることである⁽²²⁾。

(2) CAF の構成と内容：

CAF は CPd とは異なる目的と開発経緯をもつ。子どもに関する情報のデータベース化は非行／犯罪に対応するために、IRT として 2002 年に開発された⁽²³⁾。ところが CAF はソーシャルワークで既に利用されているツール『アセスメント・フレームワーク』（図 2）のフォーマットすなわち 3 つの側面（「子どもの発達ニーズ」（child's development needs）、「親／保護者の養育能力」（parenting capacity）、「家族及び環境要因」（family and environmental factors））と関連がもたされている。アセスメント項目（表 3）は 17 箇所あり、そのうちの 10 箇所は「子どもの健康、教育、発達」、3 箇所は「親／保護者の養育力」、4 箇所は「家族と環境」に関する内容である⁽²⁴⁾。これらは子どもに焦点を合わせた（child-focused）アセスメントではあるが、それぞれの項目が独立しており、「家族関係」「家族と地域社会」との関連における子どもの記述は制限されている。それ以外にも CAF ではいくつかの曖昧な点が残されている。

第 1 は、ニーズの定義についてである。CAF では、「ニーズ」とは「根拠に基づく」（evidence-based）ニーズとされ、曖昧な余地を残す「懸念」（concern）とは区別される⁽²⁵⁾。しかしながら CAF は、すべての子どもの 3 分の 1 を対象にすると想定されており⁽²⁶⁾、しかも実践家、子ども、親／保護者が協力しながら潜在的ニーズを早期に発見／確認することを目的とするのであれば、むしろ「懸念」への対応を積極的に取り組む必要がある⁽²⁷⁾。「ニーズ」（追加ニーズ）の定義が曖昧で CAF の目的との整合性は必ずしも明確ではない。

第 2 は情報開示／共有についてである。CAF でも情報開示／共有は明確にされていない。CAF は ICT でリンクされており、CPd から CAF の有無を確認することができる。CAF は子どもや親／保護者との合意を基本とする。CAF の実施に合意したとしても、そのアセスメント内容（情報）が実践家の間で開示／共有されるかもしれないことを、子どもや親／保護者が理解しているとは限らない。早期／予防介入には情報開示／共有が必要であるとしても、それが個人情報保護に関する規制緩和でなければならないのかという問題については議論が深められていない⁽²⁸⁾。

(3) CAF の実際

① 全体的傾向⁽²⁹⁾

CAF の実施に関しては、イングランドの 4 つの自治体を対象とした経済社会調査研究所の報告書⁽³⁰⁾から、その特徴と課題を明らかにする。4 つの自治体のうち 2 つ（LA 1、LA 2）は CAF の開発と実施に積極的に取り組んでいる。残りの 2 つ（LA 3、LA 4）は、開発の初期段階であり実験的計画が実施された。調査は 2005 年から 2006 年にかけて実施され、分析は 4 つの自治体より 280 の CAF を対象に行われた。

4 つの自治体の全体的動向を検討すると、280 の CAF サンプルの内、LA 1、LA 2 では 70%

表4 4つの自治体におけるCAFの実施状況、目的、特徴

自治体	実施状況	目的	特徴
L1	積極的利用	送致	教育関係者の間で利用、利用者を対象とした研修の実施
L2			保健医療関係者の間で利用、ISIによる早期／予防介入
L3	初期段階	アセスメント	家族診断として利用、外部との情報共有／交換は否定的
L4			協働会議で利用、責任専門家を対象とした研修の実施

が送致であるのに対して、LA3、LA4では18%であった。すなわちLA3、LA4では、アセスメントの手段として半分近くがファミリー・ソーシャルワークで利用されており⁽³¹⁾、外部との情報開示／共有としての位置づけは弱い。

LA1では、児童データベースの開発（主に教育関連サービスを対象）を予定していたが、管理運営上の懸念から実施に至らず、その代わりにCAFの開発（電子ファイル化されている）に取り組まれた。利用目的に関しては、アセスメントと送致の数はほぼ同数であった⁽³²⁾。ニーズがある（と思われる）子どもと関わるすべての実践家はCAFの利用が要請され、研修プログラムも実施された。2006年末にはCAFは1000以上に達した。利用者の多くは教育関係者であり、学校と特別教育支援サービス提供者（専門家）との連絡（状況把握）に利用されており、保健医療関係者の利用は少なかった。しばらくして、社会福祉部への送致にCAFを条件としたことから、保健医療関係者にも利用されるようになった。

LA2では、児童データベース（ISA）が開発されており⁽³³⁾、子ども／若者に関する基本情報（保健医療／教育／社会ケアに関する情報）が管理維持されている。子どもの記録が3回照合されると、（当児と関与する専門家がいない場合）中央チームに通報される「早期警告」システムが作動している。CAF（電子ファイル化されていない）は主に送致として保健医療関係者に利用されている。その対象は社会的ケアとりわけ虐待防止関連が多い。

LA3では、子どものニーズをアセスメントするためにファミリー・ソーシャルワークとして、あるいは内部アセスメント（子ども、親／保護者、ソーシャルワーカー、マネジャーの間でニーズの確認／共有）して利用されている。したがって、送致を目的とした外部との情報開示／共有は基本的にされていない。送致を目的としたCAFはわずか9%で、CAFの情報は、外部と開示／共有すべきではないという声の実践家の中には多かった。

LA4では、責任専門家がCAFの積極的な利用者（第一アセスター）として位置づけられ、研修プログラムも開発されている。送致とアセスメントの利用はほぼ同数であるが、懸念やリスクの発見／確認は余り重視されていない。協働会議に提出される初期アセスメントとして利用されていた。

CAFは、すべての実践家が利用可能なアセスメント・ツールであり、一定の専門性を担保し、情報開示／共有が可能となるよう共通性を目指していたが、4つの自治体ではそのような傾向は見られず、むしろ多様な使われ方をしていた。アセスメントか送致かいずれの目的で利用するか、それに伴う情報共有／開示は認められるのか、という問題は、実践家の職業倫理や地域の資

源的脈絡に依存するところが大きい⁽³⁴⁾。

② CAF のソーシャルワーク的課題

CAF ではニーズの早期発見／確認が強調されるが、ソーシャルワーク（現場実践）では懸念（concern）とニーズ（needs）の区別は非常に難しい。懸念とは、子どもの健康や発達を侵害する根拠は見当たらないが、全体的状況あるいは実践家の経験的知識から推察して、注意深い見守りや配慮を必要とすることを示唆する概念である。したがって、早期発見／予防介入としての効果はあるが、過剰介入や介入の遅れを招くこともある。一方、ニーズは根拠を必要とする。しかし、実践家の多くは、ニーズを対人援助における有効な概念とは考えていない⁽³⁵⁾。CAF（280 ケース）の調査分析から判明したことは、全体の 54% でニーズという言葉が使われていたが、実際は 84% で懸念が記述されていた。実践家は子どもや家族を語る時、ニーズよりも懸念に関心を寄せている⁽³⁶⁾。

ところが多くの実践家は、懸念に関する情報を CAF のフォーマットに記入すること、すなわち CAF に設定された項目毎の記入欄に情報を割り振りすることが難しい⁽³⁷⁾という不満を口にした⁽³⁸⁾。それは CAF が懸念ではなく、根拠に基づくニーズに焦点をあてて作成されたことにも関連する⁽³⁹⁾。実践家は子どもの懸念をナラティブで表出する。ナラティブを利用することで、子どもの全体像や背景／脈絡に関する情報を提供し、懸念を明確にする⁽⁴⁰⁾。CAF のフォーマットはナラティブを否定し家族を解体／分散させている。ナラティブの否定⁽⁴¹⁾は、子どもの懸念／ニーズを家族関係／脈絡から切り離された情報端末に置きかえ⁽⁴²⁾、家族の持つ時間性／歴史性を捨象する。

このようなことは、精確なアセスメントによる適切なアクションの困難にさせる。CAF を検証した調査チーム（有資格熟練ソーシャルワーカー）ですら、CAF の理解に苦慮したという。調査分析によれば CAF の 4 分の 3 以上で、子どものニーズに関する詳細な情報が記入されていたが、「何が核心的な問題なのか」を理解することが難しかったという。子ども／家族の生活歴（時間性／歴史性）がなく、家族関係／脈絡も分からない⁽⁴³⁾。データベースの中で管理／保存される情報端末（項目情報）は、家族の「時間／歴史」「関係／脈絡」と関係なく、統合されたり結びついたりする⁽⁴⁴⁾。

しかしながら、すべての実践家が CAF のフォーマットに従って記入をしているわけではない。CAF のフォーマットを無視しナラティブを持ち込もうとしている⁽⁴⁵⁾。調査分析によれば、CAF の約半分はナラティブで、3 分の 1 はストーリーで記入されていたという⁽⁴⁶⁾。「ニーズの要約」という項目では、子どものニーズに関する直接的な言及はないが、学校での子どもの様子（行動や態度）を詳細に記述したり、あるいはネグレクトの根拠を示唆するために、ある出来事を記述（親の振る舞いと子への影響をナラティブで記述）したりすることで、フォーマットされた記入欄では表現できなかった子ども／家族のニーズを表出している。また子どもの「特別な教育ニーズ」を表出するために、「親の言葉」が引用されていることもある。それはナラティブによるニーズの表出だけでなく、未だアクションがとられていない親の不満も表している⁽⁴⁷⁾。こ

のようなことは、ナラティヴこそソーシャルワークの本質であり、ナラティヴの喪失こそ ICT 導入の最大の問題である⁽⁴⁸⁾と実践家は考えていることが分かる。

いくつかの CAF では子どもに関する詳細な情報が提供されていた。これらの情報は初期アセスメント段階で自治体児童サービス部に利用された。調査対象の4分の1では、子どもに関する包括的な情報が提供されている⁽⁴⁹⁾。一方、調査対象の3分の1では、記入欄が「空白のまま」「一部記入」がみられた。実践家は担当／専門領域以外の記入欄へのコメントは避ける／嫌がると報告されている⁽⁵⁰⁾。例えば、教育職員は住宅や親業問題に関して情報提供することの妥当性に疑問を感じている。もっとも、自らの専門的知識を記入できる領域があるにもかかわらず、敢えて詳細な記入をしなかったケースも多く見られた。これは不作為／怠慢ではなく専門的判断であり、詳細な情報の記入が必ずしも本人の利益とはならないという判断からである⁽⁵¹⁾。

[5] ICS

(1) ICS とは

ICS とは、ソーシャルワーク（児童社会サービス）の「アセスメント」「プランニング」「介入」「見直し」というプロセス（正確には「コンタクト」「アセスメント」「プランニング」「見直し」）の各段階において、子どもと親／保護者に関する情報／ケース記録が共通のフォーマットに従ってデータベース化されているシステム（ICT：Information Communication Technology）のことを言う⁽⁵²⁾。表5は「ICS の分類項目とその内容」の一部を示したものである。「一般的な記録」では、「コンタクト記録」「送致／情報記録」「初期アセスメント記録」とあるが、それぞれに質問事項／情報記入欄がフォーマットされており、すべての子どもに適用される。「コア・アセスメント記録」では、年齢区分ごとに質問事項／情報記入欄がフォーマットされており、表6は「3歳から4歳まで」の子どもを対象としたフォーマットである。CAFは8頁であったがICS（コア・アセスメント）は28頁にも及ぶ。概ね4つの段階に分かれる。まず「子どもの発達ニ-

表5 ICS の分類項目とその内容

ICS の分類／項目	分類／項目の内容
一般的記録	コンタクト記録、送致／情報記録、初期アセスメント記録
児童虐待防止記録	戦略会議録、47条調査記録、初期アセスメント会議録
コア・アセスメント記録	胎児から出生12カ月まで、1歳から2歳まで、3歳から4歳まで、5歳から10歳まで、11歳から15歳まで、16歳以上、時系列記録
ニードのある子ども／若者記録	子ども／若者プラン、委託情報記録、子ども／若者ケアプラン、ニードのある子ども／若者の見直し、子ども／若者児童虐待防止プランの見直し、育成対象の子ども／若者プランの見直し
育成児のアセスメント／成長記録	1歳から2歳まで、3歳から4歳まで、5歳から10歳まで、11歳から15歳まで、子ども／若者養子縁組計画、子ども／若者養子縁組見直し、

出所：[ARCHIVED CONTENT] ICS：Exemplar-document-Every Child Matters（2009），<http://webarchive.nationalarchives.gov.uk/20090617172700> より要約引用。

表 6 コア・アセスメント記録

〔1〕子どもの発達ニーズ 親/保護者の養育能力

項目	子どもの発達ニーズ	有/無	所見	親/保護者の養育能力	有/無	所見
健康	8項目	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		11項目		
教育-認知/言語能力の発達	6項目	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		10項目		
情緒/行動の発達、自己管理能力	9項目	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		7項目		
アイデンティティ/社会参画	6項目	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		8項目		
家族/社会関係	6項目	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		9項目		

ソーシャルワーカーの要約：「親/保護者の養育能力」に関して、「各々の項目ごとに長所を詳しく記入すること。とりわけ対応されていないニーズと子どもが重大な侵害を被っているあるいはその恐れがあると思われる根拠については詳しく記入すること」が要請されている。

〔2〕親/養育者の特徴とそれが侵害から子どもの安全を守りニーズに適した対応をする能力への影響

親の諸問題	有/無	専門家/機関の関与	これらの特徴に関係する親/養育者の確認長所(strengths)と困難(difficulties)を記録
1 疾病： 身体的	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		
精神的	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		
2 障害： 身体的	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		
学習	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		
知覚	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		
3 子ども期にケア委託	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		
4 被虐待の経験	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		
5 子ども虐待	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		
6 暴力	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		
7 アルコール/薬物濫用	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		
8 その他	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		

ソーシャルワーカー要約：子どものニーズに適切な対応をする親/養育者の能力にこれらの問題が及ぼす影響について「長所に関して詳しく記入すること。とりわけ対応されていないニーズと子どもが重大な侵害を被っているあるいはその恐れがあると思われる根拠については詳しく記入すること」が要請されている。

〔3〕家族と環境的要因

項目	項目数	有/無	所見
家族の歴史	2項目	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	・重要と思われる項目には詳しい説明を記入 ・問題があれば、それに関連する人物の確認
家族の機能	4項目	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
拡大家族	2項目	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
住宅	6項目	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
雇用	4項目	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
所得	5項目	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
家族の社会的統合	4項目	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
コミュニティ資源	2項目	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	

ソーシャルワーカーの要約：すべての項目を検討し、最後に子どものニーズに適切な対応をする親/養育者の能力に家族/環境的要因が及ぼす影響について要約する。但し、「長所に関して詳しく記入すること。とりわけ対応されていないニーズと子どもが重大な侵害を被っているかあるいはその恐れがあると思われる根拠については詳しく記入すること」が要請されている。

〔4〕要約・分析・決定

親/保護者の養育能力の要約：ニーズと長所
家族と環境的要因の要約：ニーズと長所
ソーシャルワーカーによる記入と、子ども、親それぞれの立場からの意見が記入される。子ども、親/養育者のアセスメントへの関与（協働）が要請されている。
コア・アセスメントで収集された情報の分析
コア・アセスメントの決定/結果
初期戦略協議、児童保護のための緊急法的措置、専門家のアセスメントへの委託、アコモデーションの提供、サービスの提供（17条）、他機関への送致、その他、さらなるアクションなし

出所：[ARCHIVED CONTENT] ICS : Exemplar-document-Every Child Matters (2009), <http://webarchive.nationalarchives.gov.uk/20090617172700>. Core Assessment Record-Child aged 3-4 years の部分を要約引用

ズ」(35項目)、「親/保護者の養育能力」(45項目)をアセスメントする。次に「親/保護者の特徴」(8項目)、「家族と環境」(29項目)が子育てに与える影響をアセスメントする⁽⁵³⁾。最後にアセスメントの結果を総合的に判断し、次のアクションを決定する。このようなアセスメントの構成はICSもCAFと同様に『アセスメント・フレームワーク』と連携がもたされているが、

CAF とは反対に焦点は「親／保護者の養育能力」に合わされ、子どものニーズへの対応能力が問われている⁽⁵⁴⁾。

(2) ICS の構成と内容：

ICS の構成と内容は次の 4 点にまとめることができる。

第 1 はケースファイルの電子化である。通常のケースファイルと同様に様々な個人情報が含まれているが、ファイル・キャビネットではなく、アクセスできる権限をもつ専門家が利用可能な ICT の中で管理／保管されている。したがって、子ども／家族がどの地域へ移動しても、その子どもに関する情報の開示／共有は可能である⁽⁵⁵⁾。

第 2 は共通のフレームワークへの統合である。専門性が担保された情報を共有するために、共通のソーシャルワーク・プロセスが確立され、プロセスの各段階で共通の書式に従った、共通の言語による情報／ケース記録が管理／保存されることになる。但し、共通のフレームワークに統合されたのは、ソーシャルワーク・プロセス、情報／ケース記録だけでなく、「子どもの発達ニーズ」「親／保護者の養育能力」の理解にまで及ぶ点に留意する必要がある⁽⁵⁶⁾。

第 3 は対象となる子どもの拡大である。「ニードのある子ども」(Children in need：約 40 万人)で、そこには「育成児」(Children looked after：約 6 万人)や「被虐待児」(Child protection：約 2 万 5 千人)も含まれている。ICS は児童虐待防止登録のように被虐待児だけを対象としているのではない。すなわち、3つのカテゴリーに属する子どもたちのソーシャルワーク・プロセスと情報／ケース記録が共通のフレームワークに統合されたことになる⁽⁵⁷⁾。

第 4 はマネジリアリズムの徹底である。ソーシャルワーク・プロセスは ICT により常時精査されることになる。それは①子ども／家族に対する責任(適切な進捗)とスーパーヴィジョンの実施(専門性)を担保するが、②マネジャーの関心が業績評価を得るための到達目標の達成に向かい、拙速なケース対応をもたらすかもしれない。例えば資源／財源の事情からケース選別／分類が行われることもあり得るであろう。また ICT による迅速な情報収集は業績達成指標あるいはマニュアル／手続きの作成を加速化し、ソーシャルワーカーの裁量を制約するかもしれない⁽⁵⁸⁾。

(3) ICS の実際

① ICS の全体的動向

ICS の実施に関しては、2つの調査報告書から特徴と課題を明らかにする。一つはヨーク大学社会政策／ソーシャルワーク部のベルらによる調査報告書(2007)である⁽⁵⁹⁾。調査は4つの自治体を対象に2004年中期から約3年かけて実施された。もう一つは経済社会調査研究所の報告書(2009)である⁽⁶⁰⁾。調査は5つの自治体の児童サービス部を対象に2007年から2009年にかけて実施された。

ICS に関して実践家の多くは(回答者の 89%)は、その意図／目的を認めており、アセスメ

表7 アセスメントの種別による平均消費時間

アセスメントの種類 消費時間	他機関と協議	部局内で協議	子ども／家族と直接 コンタクト	インフォ マル・ ネットワーク	データ入力	それ以外の 活動
初期アセスメント	1.65	0.79	2.5	0.02	2.56	2.83
コア・アセスメント	12.01	4.2	10.9	0.39	8.47	13.14
子どもプラン	6.49	1.94	6.14	0.15	3.83	9.27
ケース見直し	4.42	1.50	15.03	0.26	2.91	12.41
全体	6.09	2.13	7.91	0.20	4.58	8.81

出所：Shaw, I. Bell, M. Sinclair, I. Sloper, P. Mitchell, W. Dyson, P. Clayden, J.& Rafferty, J. (2009) An Exemplary Scheme? An Evaluation of the Integrated Children's System in *British Journal of Social Work*, Oxford University Press, vol.39, p.622、一部改編をした。

ントや情報の開示／共有に質の向上をもたらすものと期待していた。また、ソーシャルワークで ICT を利用することにも肯定的な評価を与えていた。しかし実際はそのような期待や評価を裏切るものであったと考えているようである。情報入力に多くの時間が割かれ、子どもや家族とのコミュニケーションが制約される⁽⁶¹⁾。表7は「アセスメントの種別毎に消費される時間の配分」を示したものである。ソーシャルワーカーは相当な時間を情報入力に割いている。全体で100時間以上かかる少数ケースを省けば、情報入力に占める時間の割合は15.5%から27.1%に達する⁽⁶²⁾。またICSのフォーマット（質問項目）は家族アセスメントに役立つとは思えないという声も多く聞かれた（回答者の70%）。すなわち、ICSはソーシャルワーク／ケース・マネジメントの詳細を記録したりケースの進捗状況を把握するには便利であるが、アセスメントの分析を深めたり家族の関与（家族との共同アセスメント）を求めるには、効果的な手段ではないという評価である⁽⁶³⁾。

②ICSのソーシャルワーク的課題

ICSのフォーマットは、例えばコア・アセスメントをみると、「家族の全体像」（家族関係及び家族と地域との関係）という脈絡から「子どもの発達ニーズ」や「親／保護者の養育能力」のアセスメントを促すものではない。「親／保護者の養育能力」は「子どもの発達ニーズ」に適切な対応ができていのかどうかという質問項目から構築され、あわせて親／保護者のネガティブな特徴が子どもに与える影響も検討される。このような質問項目は「根拠に基づく」アセスメント／決定を目的とするが、繰り返し／重複が多く、家族の時系列的記述もない。CAFと同様に「家族の全体像」から切り離された「子ども」「親／保護者」の個別アセスメントからは、家族のナラティブは見えてこない⁽⁶⁴⁾。

ICSでは、厳密な時間設定によるソーシャルワーク／ケース・マネジメント行程が明確にされている。連絡／送致のコンタクトは24時間以内、7日以内に初期アセスメント、35日以内にコア・アセスメントを完了しなくてはならない。それは、ケースが受理されたにもかかわらず、ニーズ／リスクへの対応が決定されない状態を避けるための賢明な方法と言える。しかしながらこの時間設定は実践家にとって過酷な行程である。例えば、あらゆる資源から情報収集し、7日以内に初期アセスメントを完了させて、「初期戦略協議」「児童保護のための緊急法的措置」「専門

家のアセスメントへの委託」「アコモデーション提供」「サービスの提供（17条）」「他機関への送致」「その他」「さらなるアクションなし」のいずれかを決定／判断しなくてはならない⁽⁶⁵⁾。さらに子どもや親／保護者との信頼関係の構築にも配慮が必要である。多くのケースを抱え、それぞれのケース進捗状況に応じて設定された質問項目／要約箇所、子どもや親／保護者の理解を得ながら情報入力しアセスメントすることは、相当な緊張とストレスをもたらすことになる⁽⁶⁶⁾。

〔6〕 CPd、CAF、ICS（電子情報管理システム）の根本問題

前章までは CPd、CAF、ICS の実践上の課題や問題点をいくつか指摘してきた。本章では CPd、CAF、ICS の根本問題として、ソーシャルポリシーやソーシャルワークの原理や理念に与える影響を考察する。

（1）CPd の根本問題：社会統治における理念／価値観の喪失

CPd が目的とする「すべての子ども」を対象とした「早期／予防介入」を「ポスト福祉国家におけるリスク管理と社会統合」という脈絡で考察を深めてみよう。

① ライフスタイルにおけるリスク

まずは児童虐待の定義についてである。「虐待」（不適切な養育）を「適切な養育」と区別するのではなく（正常と異常というように二分するのではなく）、連続性として捉えようとする。すなわち「誰でもある時期に様々なリスク要因が集中すると虐待の危険性に陥る」のであり、虐待は一定の頻度を起こる確率（偶然性）の問題とされる。このような考え方は、児童虐待が社会的排除として捉え直されたことにもよる。社会的排除の脈絡では、児童虐待防止は「子どもの潜在能力の開花／達成を阻害するあらゆる要因からの保護」になる。そして、虐待する親を特別視するのではなく、普遍的な早期／予防介入の重要性が明確にされる。ところで「様々なリスク要因」についてであるが、例えば医学の領域⁽⁶⁷⁾では、20 世紀半ばから「病因と疾病の 1 対 1 対応の直接的な因果関係ではなく、複数の病因が複合的に作用して確立的に疾病を引き起こす」という「多因子病因論や確率的病因論」主張され始めた。ここで指摘される多因子要因とは「様々なリスク要因」のことであり⁽⁶⁸⁾、ライフスタイルそのものの中に病因が見出される⁽⁶⁹⁾。そしてリスク要因が疾病を引き起こす確率を明確にするために、「病人個人を対象とした臨床医学ではなく、人口集団として病人と健康人を合わせて統計学的に取り扱う公衆衛生学」⁽⁷⁰⁾の役割が重視されるようになる。

② リスクと結果の因果関係

このような考え方は ECM にも反映されている。子どもに否定的な結果（不利益）をもたらすリスク要因は様々な調査研究により明らかにされている。そのリスク要因と結果の因果関係を明確にすることはできないが、否定的な結果（不利益）と強い関連があることは確かである。それ

らのリスク要因は幼少期における親の養育能力と深く関連している。幼少期における親の養育能力は、子どもの教育達成に大きな影響をもち、人生の目標達成（健全な社会人としての成長）にも強い関連をもつ⁽⁷¹⁾とされる。そうすると、幼少期における親の養育姿勢すなわちライフスタイルそのものがリスク要因の対象となる。社会構造／環境からもたらされたリスクも、わが子の非行／犯罪という結果も、それを避ける対応を怠ったという点で、親の責任に帰される⁽⁷²⁾。人口集団を対象とした「リスク要因と結果」の統計学上の相関関係は、親を対象とした「養育能力と結果」の因果関係に置きかえられる。

③リスクの非社会性と自己責任

かつては、問題家族が正常な家族と連続性で捉えられなかったとき、当家族に支援を提供し家族の養育機能をたかめ社会へ再統合（社会包含）する戦略がとられた。それは、国家の家族への介入を正当な行為とみなし、福祉国家はあらゆる問題を克服し「自由、平等、公正」な社会を達成することができるという超越的な／大きな物語を国民が受け入れていたことによる。したがって、再統合に要する社会費用も問題にはならなかった。しかし、ライフスタイルそのものがリスク要因とされると、リスク回避のあらゆる責任は個人（親）に向けられる。超越的な／大きな物語が衰弱してしまった今、社会に悪影響をもたらす経済発展に貢献しない high-cost/high-risk な子どもや若者そして大人に対して、再統合に要する社会費用への理解は国民に得られない。

④リスク社会の社会統治

すなわち、「自由、平等、公正」といった個々の世界を越えて成立する超越的な物語や価値観によって、個人をまとめる（社会秩序の維持）ことができなくなった。残された手段は没理念的な統治算術すなわちリスク管理による社会統合である。リスク計算によって事前に行動を予測し、介入し、統制する⁽⁷³⁾。子どもや親／保護者の行動をあらゆる資源から情報収集して常時監視／モニターし、必要あれば積極的に介入する。個人の自由や多様な価値観はできる限り認められる。しかし個人の行動は常時監視／モニターされ、必要あれば積極的に介入する。その際に重要な役割を果すのが情報である。リスク社会の統治管理は、多様性の受容と情報管理の徹底を特徴とする⁽⁷⁴⁾。こうして市民生活の安全が確保される。そこにあるのは理念や価値観から切断された社会秩序の維持である⁽⁷⁵⁾。

CPd は市民や専門家から厳しい批判を受けた。それはプライバシーの侵害だけでなくポスト福祉国家における新たな社会統治、すなわち電子情報管理システムによる理念なき社会統治に対する不安を現わしていたのかもしれない。

(2) CAF、ICS の根本問題：ソーシャルワークにおけるナラティブの喪失

CAF、ICS の導入に関しては、CPd のような強い反発はみられなかった。しかし実践家の多くがソーシャルワークにおけるナラティブの喪失を危惧していたように、CAF、ICS（とくに ICS）は、ソーシャルワークの根本をなす価値観や人間観そして方法論にも大きな影響を与えることになる。

①アイデンティティの分散／分解：個人の情報の脱身体化／脱社会化

利用者（子どもや親）のアセスメントに関して、重要とみなされる情報はデータベースの要請によって決められる。要請されたフォーマット（質問項目）に入力できない情報は、例えば利用者の全体像や背景／脈絡は消されてしまう⁽⁷⁶⁾。データ収集に適さない組織構造や専門職エートスは変更を余儀なくされる。データを生み出す限りにおいて、社会的役割／活動は認知される⁽⁷⁷⁾。一方、個人（子どもや親）のアイデンティティは、ニードやリスクに関連する様々なリストやファクター（質問項目）に分解される。それは、個人のアイデンティティが分散／分解され、家族関係や社会的脈絡から切り離された（出入力が容易な）情報端末に作り変えられる⁽⁷⁸⁾ことを意味する。このようにデータベースにストックされた個人の情報は脱身体化／脱社会化されており、ソーシャルワークにおけるナラティヴの否定に行き着くことになる。

②アイデンティティの統合：データ分身の創出

分散／分解された個人のアイデンティティすなわちニードやリスクに関連する情報端末は、帰属先の個人から切り離されるが、しかし再結合が可能な状態におかれる⁽⁷⁹⁾。人間の記憶やケースファイルよりもデータバンク（ネットワーク化されたコンピューターシステム）の中に管理保存⁽⁸⁰⁾された情報端末は、「蓄積／分析され、つき合わされ、必要に応じて再結合される」⁽⁸¹⁾。バーチャルな「データ分身」すなわち「カテゴリー・アイデンティティ」の再現である⁽⁸²⁾。それは、個人の過去、現在、未来を内的な関連を持たせ自己物語として構築された「ナラティヴ・アイデンティティ」とは異なる。アイデンティティを述べるのに使われる言葉の意味は標準化され脱脈絡的になる⁽⁸³⁾。「固有の生活史を踏まえた個人」の姿は見えてこない⁽⁸⁴⁾。それが目的とするところは、早期／予防介入におけるリスクアセスメントのための対象創出である。いやリスク計算と称すべきであろう。その際、FBI心理分析官の手法－データマイニング（生のデータから有用なデータの抽出）、プロファイリング（潜在的リスクに関するプロフィール作成）、シミュレーション（プロファイリングに基づき予測される行為の事前把握）⁽⁸⁵⁾－は参考になるかもしれない。リスク計算によって事前に行動を予測し、先取りし、必要とされる介入（支援／抑止／隔離）を決めてゆく⁽⁸⁶⁾。

③予防ソーシャルワークの変質：シミュレーションへの依存

早期／予防介入が強調される社会では、現在のアクションを決定するのに、過去の知識や経験よりも、「想像された未来」（シミュレーション）への依存を強める⁽⁸⁷⁾。「いかなるイメージも観察可能であり、いかなる出来事もプログラム可能で、それゆえ、ある意味で与件可能である」というシミュレーションの主張は、人々にとって益々魅惑的なものなる⁽⁸⁸⁾。しかしそれは、シミュレーションが過去の知識や経験に取って代わってゆくプロセスでもある⁽⁸⁹⁾。そうすると「固有の生活史を踏まえた個人」よりも「データ・イメージ」⁽⁹⁰⁾「カテゴリー・アイデンティティ」のほうに信頼が置かれるという状況が一段と強まる⁽⁹¹⁾。すなわち、「最終的に信頼に値するのは、行為主体の発話ではなく、身体という客観的対象から得られたデータ」⁽⁹²⁾であり、自分のアイデンティティを確認してくれる相手は、生身の人間（ソーシャルワーカー）ではなくコンピュ

ータ、あるいはそこに登録されたデータベース⁽⁹³⁾になってしまう。

[7] ソーシャルワークの原点：ナラティヴかデータベースか

多くの実践家はソーシャルワークの電子情報化に反対しているわけではない。むしろその必要性を認めている。しかしながら CPd、CAF、ICS は、アセスメントの質を向上させ専門的な判断や決定に貢献するものではないことを批判している。データベースのカテゴリー・アイデンティティは、ナラティヴ・アイデンティティと異なり身体が喪失している。身体を伴う対人援助の過程で構築されるナラティヴ・アイデンティティ（自己物語）こそ、ニーズの顕在化であり、精確なアセスメントを可能にさせる。それはソーシャルワークの原点である。最後にデータベース（情報）との対比においてソーシャルワークにおけるナラティヴ（関係）の意味を明確にしておきたい。

①データベース（情報）を中心とするソーシャルワーク

戦後イギリスのソーシャルワークは、精神分析学や心理学の影響を受け「対人関係」が重視された。それは、1971年に設立された社会福祉部による予防的家族福祉サービスの提供に結実してゆく。ここで言われている「予防」とは、「個別的な対人関係」を基本とするサービスのことであり、ソーシャルワーカーは人間の内面に関する深い心理学的洞察が必要とされた。しかし90年代後半からソーシャルワークはマネジリアリズムの強い影響を受けることになる。効率／効果的なサービスの提供のために、到達目標が設定されその内容は業績指標で評価される。それと並行してソーシャルワークは急速にマニュアル／手続きに侵食されてゆく。ソーシャルワーク・プロセスのモニター、到達目標の設定、業績指標の作成など、情報への依存は深まってゆく。ソーシャルワーカーの関心は業績達成に向けられ、利用者（子どもや親）の内面に関する深い洞察は弱まり、カテゴリー・アイデンティティへの依存は深まってゆく。こうして利用者との間で培われるはずの信頼は情報とシステムに対する確信へ移されてゆく⁽⁹⁴⁾。ソーシャルワークにおける身体の喪失である。

②ナラティヴ（関係）を中心とするソーシャルワーク⁽⁹⁵⁾

ソーシャルワークは利用者とソーシャルワーカーが共有された時間や場所をもとに信頼関係を培い、ニーズを顕在化させ社会的資源と結び付けてゆくプロセスである。利用者が最初に述べる主訴が必ずしも本当に相談したいこと（ニーズ）であるとは限らない。他にある場合や本人が自覚できていない場合もあるだろうし、相談そのものが矛盾混乱している場合もありうる。何が原因（どのような関係）で今の状況におかれているのかを理解するには、結局今の状況を手掛かりにする以外に方法はない⁽⁹⁶⁾。過去とは、現在について形成されるものである。人が人生を語る事ができる、その都度その都度の立場や役割に結びついている⁽⁹⁷⁾。但し、その結びつきは固定されたものではない。ソーシャルワーカーのサポートを受けることで結びつきは弛緩し、新たな解釈の余地が生まれる。過去は現在においてアクティヴに意味を構築している⁽⁹⁸⁾。ソーシャ

ルワーカーは、利用者が自分自身について物語るなかで、様々な体験や行為を選び出し、時間に添って組み合わせ繋ぎ合わせてゆく作業をサポートする⁽⁹⁹⁾。物語と物語が結び付けられてゆくと、そこから一貫性をもった有意義な布置が現れてくる⁽¹⁰⁰⁾。ところがフォーマットされた質問項目は、利用者が自力で物語と物語を結び付けてゆく可能性を隠蔽してしまう⁽¹⁰¹⁾。こうして自己物語が成立したとき、ニーズも明確化される。自己物語とは、自己の内部を外部にさらけ出す表現行為ではなく、ソーシャルワーカーとの相互行為によって構築され、同時に自己も構築される。自己とは固定的で安定的なものではない⁽¹⁰²⁾。しかしその物語には他者に受け入れられることを前提とする限り、必ず「語られない」部分が残る。被暴力、苦痛、社会的逸脱などは、すべてを完全に語るができるものではなく、ある限られた状況の中で唯一語られ、自己物語に統合されてゆく。またトラウマとなった悲惨な体験は語る言葉すら見つからず抑圧されていることもある⁽¹⁰³⁾。利用者に関する情報（知識）は、ニーズと同様に、個人体験や社会的脈絡に制約されているのであり、ソーシャルワーカーとの関係において顕在、修正、変化するのである。

注

- (1) Munro, E. (2007) 'Confidentiality in a Preventive Child Welfare System', in *Ethics and Social Welfare*, Vol.1, Number.1, pp.41–42.
- (2) ①Peckover, S. Hall, C. White, S. (2009) 'Policy to Practice : The Implementation and Negotiation of Technologies in Every Child Welfare' in *Children & Society*, National Children's Bureau, p.136 ②White, S. Hall, C. Peckover, S. (2009) 'The Descriptive Tyranny of the Common Assessment Framework : Technologies of Categorization and Professional Practice in Child Welfare' in *British Journal of Social Policy*, Oxford University Press, vol.39, pp.1198–1199.
- (3) ICS, CAF and ContactPoint-an overview (2007), www.everychildmatters, gov. uk, pp.1–3.
- (4) 拙著 (2008) 「イギリスの取組と教訓」『児童虐待はいま』、ミネルヴァ書房、津崎哲郎・橋本和明編、pp.198–200 より引用した。189–190 を要約引用した。内容に関しては、以下の論文を要約引用した。①Department for Children, Schools and Families (2007) (a) ContactPoint-Factsheet.pdf, (b) ICS, CAF and ContactPoint-an overview, (c) ContactPoint Q and A, (<http://www.everychildmatters.gov.uk/delivering-services/contact-point/about/>). ②Munro, E. (2004) 'State Regulation of Parenting', in *Political Quarterly*, 75(2), pp.180–184. ③Penna, S. (2005) 'The Children Act 2004 : Child Protection and Social Surveillance', in *Journal of Social welfare and Family*, vol.27, No.2, June, pp.143–157. ④Parton, N. & Munro, E. (2007) 'How Far is England in the Process of Introducing a Mandatory Reporting System?', in *Child Abuse Review* Vol.16, John Willey & Sons, pp.5–16.
- (5) Performance and Innovation Unit (PIU) (2002) *Privacy and Data-sharing : The Way Forward for Public Services*.
- (6) ①PIU, *op. cit.*, pp.105–106. ②Garrett, P. M. (2009) 'Transforming' CXchildren's Services? *Socialwork, Neoliberalism and the 'Modern'world*, Open University Press. p.32, pp.75–76
- (7) ①PIU, *op. cit.*, pp.108–109. ②Garrett, *op. cit.*, pp.75–76
- (8) 都市部の6つの自治体 Bolton, Knowsley, Kensington, Chelsea, Lewisham, Camden, Sheffield)、さらに4つのグループが追加 (Telford and Wrekin and Shropshire ; Leicester, Leicestershire and Rutland ; East and West Sussex ; Gateshead and Newcastle) される。このうち9つの自治体は IT を活用した電子個人情報管理システム (ISI) を実施しており、2005年に East Sussex, Lewisham, Sheffield はその成果を報告している (Garrett, *op. cit.*, p.32)。

- (9) ①Department of Education and Skill (2003) *Every Child Matters, Green Paper*, Cm. 5860, The Stationery Office, Cm.5860. p.55. ②Garrett, *op. cit.*, p.76.
- (10) ①*Every Child Matters*, HMSO, Cm.5860. pp.53-54. ②Garrett, *op. cit.*, pp.76-77.
- (11) Garrett, *op. cit.*, p.77.
- (12) Penna, *op. cit.*, pp.145-146.
- (13) イギリスでは2006年3月30日に2006年IDカード法 (Identity Cards Act 2006) が成立した。本法によりイギリスに在住する16歳以上の者の生体認証情報を含む個人情報のデータベース「英国ID登録簿」(National Identity Register: NID) が作成される。CoPが導入されると、全国民の個人情報がデータベース化されることになる(岡久慶(2006)「2006年IDカード法-国民情報の総合管理」『外国の立法229, p.158. 英国IDカードに関しては、同著(2006)「英国2006年IDカード法」『外国の立法230』, pp.28-34に詳しい])
- (14) Penna, *op. cit.*, pp.145-146, p.147, p.152, pp.155-156.
- (15) Munro, *op. cit.*, p.181, pp.183-184.
- (16) 前掲論文「イギリスの取組と教訓」、pp.198-199.
- (17) ①同上、②CPdの予算は準備(3年間)に2億2400万ポンド、年間運営費が4100万ポンドと試算されている(Hughes, B. (2005) Information sharing announcement speech. DfES. Press release, 8 December, p.7)、しかしながら専門家がお互いにコンタクトを取るのに消費する非生産的な時間が省かれ、その効果は年間8800ポンドに相当するという(DfES (2005) Better Services for Children as Government Act on Lord Lamming Recommendation.Press release 8 December, p.2)
- (18) 『情報共有/開示:実践家のための指針』(Department for Children, Schools and Families (2006) *Information sharing: Practitioners' guide*, (http://www.everychildmatters.gov.uk/delivering_services:information_sharing) では、「情報開示/共有すべきかどうかの判断は、子どもの安全と福祉が常に考慮されること。「重大な危害を受けているかあるいはその疑いがある」という「懸念」がある場合、子どもの安全と福祉は最優先して考慮しなければならない。「情報開示/共有を拒否する子どもや家族の希望は尊重しなくてはならない。しかし、状況から判断して同意がなくても情報共有/開示の必要性が十分にあると判断すれば、情報共有/開示されてもよい」(*Ibid.*, p.5) とされている。「合理的な理由/根拠」に至らない「懸念」(concern) について、無視されてはならないと明言されているが、具体的な内容はつまびらかではない(*Ibid.*, pp.9-13, paras.3.9-3.13)。
- (19) 例えば、「専門家はサービスを提供する最初の段階で子や家族に情報共有/開示(守秘義務の解除)の内容や方法について説明し同意を得ることになる。誠実かつ正直に伝えられる必要がある。そうすることで情報共有/開示について理解が得られ、多くのものが同意に応じてくれることになるであろう」と述べられている(*Information sharing: Practitioners' guide* (2006), para.3.16)
- (20) 例えば、「同意を与えないのであれば、親が虐待やネグレクトに関与しているという根拠として解釈されるかもしれない」ということを暗示し親から同意を求めること。
- (21) Munro, *op. cit.*, p.47, pp.52-53.
- (22) ①Department of Education and Skill (2007) www.everychildmatters.gov.uk/delivering_services/caf/.
②ICS, CAF and ContactPoint-an overview (2007), www.everychildmatters.gov.uk, pp.1-3. ③Garrett, *op. cit.*, p.33
- (23) Peckover, S. Hall, C. & White, S (2009) 'From Policy to Practice: The Implementation and Negotiation of Technologies in Every Child Welfare' in *Children & Society*, National Children's Bureau, vol.23, p.137
- (24) Hall, C. Parton, N. Peckover, S. & White, S. (2010) 'Child-Centric Information and Communication Technology (ICT) and the Fragmentation of Child Welfare Practice in England' in *Journal of Social Policy*, vol.39, 3, Cambridge University Press, p.400.
- (25) White, S. Hall, C. & Peckover, S. (2009) 'The Descriptive Tyranny of the Common Assessment Framework: Technologies: of Categorization and Professional Practice in Child Welfare' in *British Journal of Social*

- Work, Oxford University Press, vol.39, p.1197
- (26) Peckover, S. Hall, C. & White, S (2009) *Children & Society*, p.138
- (27) Pithouse, A., Hall, C., Peckover, S. & White, S. (2009) 'The Tale of The CAFs : The Impact of the Electronic Common Assessment Framework' in *British Journal of Social Work*, Oxford University Press, vol.39, p.600.
- (28) *Ibid.*, pp.600-601.
- (29) Peckover, S. Hall, C. & White, S (2009) *Children & Society*, pp.139-141.
- (30) Economic and Social Research Council's e-Society Programme (ESRC : RES-341-25-0023)。調査研究員は2つの児童サービス部 (L1、L2) に拠点を置き、ミーティングや日々の運営を観察、フォーカスグループとの面接、CAFを含めた文書の分析などが行われた。他の2つの自治体 (L3、L4) では特定の課題に焦点を合わせたフィールドワーク (量的調査も含む) が実施された (White, S. Hall, C. & Peckover, S. (2009) *British Journal of Social Work*, p.1200.)。
- (31) CAFの政府指針では、子や親と一緒にCAFを完成させるよう指示されている。しかしいくつかの困難を伴うことがある。例えば、教師はCAFの作成過程で親子と良好な関係を継続させるために、real concern というスペルの記入を避けるといった配慮・気遣いをしているケースがあった (Hall, C. Parton, N. Peckover, S. & White, S. (2010) *op. cit.*, p.407)。
- (32) シュア・スタート関連 (乳幼児サービス) の実践家はアセスメントとして利用していた。
- (33) LA2では、データベースの利用について指針が徹底されていない。青少年犯罪予防チームは明確に指令／指示されているが、それ以外は実践家に多くの裁量が委ねられている。そのため、データベースの利用に関する親／保護者の同意を得ることに多くの実践家は不安を抱いている。最初の接触でデータベースの利用に関する個人情報の開示／共有を伝え同意を得ることに抵抗を感じる専門家 (保健訪問員) もいる。親から不満の声は出なかったという報告もあるが、仮に同意を得られたとしても、きちんと伝えられ質疑応答され、親が理解できていたかどうかは定かでない (Peckover, S. Hall, C. & White, S (2009) *Children & Society*, p.140)。
- (34) Peckover, S. Hall, C. & White, S (2009) *Children & Society*, p.137.
- (35) Hall, C. Parton, N. Peckover, S. & White, S. (2010) *op. cit.*, p.403.
- (36) Pithouse, A., Hall, C., Peckover, S. & White, S. (2009) *British Journal of Social Work*, p.609.
- (37) 子どもの「ニーズ」という概念に精通しているソーシャルワーカーですら同様の困難を指摘している (Hall, C. Parton, N. Peckover, S. & White, S. (2010) *op. cit.*, p.403.)。
- (38) White, S. Hall, C. & Peckover, S. (2009) *British Journal of Social Work*, p.1206.
- (39) 例えばシュアスタート・ワーカーは、次のような事例におけるCAFの限界を吐露している。「母親はうつ症状がある。子どもの養育に懸念は見られず、学校も同様の判断をしている。しかし保健訪問員は母親の症状に懸念 (長期的な子の養育に関する悪影響) を抱いている」。このような場合、子どものニーズに関する記述だけでは、母親／家族が直面する重要な問題を表出することはできないと指摘する (Hall, C. Parton, N. Peckover, S. & White, S. (2010) *op. cit.*, p.405.)。
- (40) Hall, C. Parton, N. Peckover, S. & White, S. (2010) *op. cit.*, p.404.
- (41) いくつかの査察報告書で、ケース記録の形態としてナラティブを認めていないという証拠がある。「年次里親見直しには、査察官が不必要と考える長いナラティブが含まれていた」(CSCI, 2005, p.35) と記録されていた (White, S. Hall, C. & Peckover, S. (2009) *British Journal of Social Work*, p.1203-1204.)。
- (42) Hall, C. Parton, N. Peckover, S. & White, S. (2010) *op. cit.*, p.406.
- (43) White, S. Hall, C. & Peckover, S. (2009) *British Journal of Social Work*, p.1209.
- (44) Hall, C. Parton, N. Peckover, S. & White, S. (2010) *op. cit.*, p.406.
- (45) 手書きの場合、記入欄をはみ出して (余白に) あるいは跨って記入しているものもいた (White, S. Hall, C. & Peckover, S. (2009) *British Journal of Social Work*, p.1208.)。

- (46) ①White, S. Hall, C. & Peckover, S. (2009) *British Journal of Social Work*, p.1206. ②Hall, C. Parton, N. Peckover, S. & White, S. (2010) *op. cit.*, p.406.
- (47) ①White, S. Hall, C. & Peckover, S. (2009) *British Journal of Social Work*, p.1206-1207. ②Hall, C. Parton, N. Peckover, S. & White, S. (2010) *op. cit.*, p.406. ③初期ウエルズのパイロット・プロジェクトで明らかになったことは、多くのワーカーは結論部分にあたる summary をナラティブで記入していることである。ある者はこれのみを完成させ、アセスメント項目は未記入のままであった (Pithouse, A., Hall, C., Peckover, S. & White, S. (2009) *British Journal of Social Work*, p.608.)
- (48) Parton, N. Peckover, S. & White, S. (2010) *op. cit.*, p.407.
- (49) White, S. Hall, C. & Peckover, S. (2009) *British Journal of Social Work*, p.1209.
- (50) ウェルズの評価 (Pithouse, 2004) によれば、CAF は保健医療や教育専門家によって主に利用されているが、彼らは職業知識や課業志向などから一部未回答の部分を含めたアセスメントを完成させる。教師は教育や学校関連の問題にはコメントするが、親の養育姿勢や子の家庭環境についてはめったにコメントしない。保健医療関係者は子の発達や養育支援 (親業) を強調しがちであるが、地域/家庭環境や家族所得の問題に関しては記入したがる。多くの CAF 記入者は、子どものアイデンティティや家族構成員の情緒的世界に関する (主観的な) 領域へのコメントは避けたがる傾向にある (Pithouse, A., Hall, C., Peckover, S. & White, S. (2009) *British Journal of Social Work*, p.607.)。
- (51) White, S. Hall, C. & Peckover, S. (2009) *British Journal of Social Work*, p.1210-1211.
- (52) ICS, CAF and ContactPoint-an overview (2007), www.everychildmatters, gov. uk, pp.1-3.
- (53) 親/保護者の特徴とそれが子育てに与える影響 (危害から子の安全を確保し子のニーズに適切に対応する能力) という項目がある。次をみると親の諸問題が列挙され、それらが子どもどの様な影響を与えているのか、アセスメントすることが求められている。記入者には「長所と困難」の記入も求められている。例えば過去の「暴力」と「長所」との関連をどのような視点からどのように記入したらよいか、明確でない。「精神疾患を抱えている」という項目がチェックされても、アセスメントに活用するには、あまりにも大雑把で曖昧すぎる。例えば「アルコール/薬物濫用」であれば、いつ飲酒し、そこで何が起り、誰がそばにおり、どのような関与があったのか、という情報が含まれていないとアセスメントできないという批判がされている (①Hall, C. Parton, N. Peckover, S. & White, S. (2010) *op. cit.*, p.402. ②Shaw, I. Bell, M. Sinclair, I. Sloper, P. Mitchell, W. Dyson, P. Clayden, J. & Rafferty, J. (2009) *An Exemplary Scheme? An Evaluation of the Integrated Children's System in British Journal of Social Work*, Oxford University Press, vol.39, p.619, 623. 本論文は Shaw, I. (ed) と略す)。
- (54) Hall, C. Parton, N. Peckover, S. & White, S. (2010) *op. cit.*, p.401.
- (55) ①Hall, C. Parton, N. Peckover, S. & White, S. (2010) *op. cit.*, p.401. ②Shaw, I. (ed) *op. cit.*, p.614.
- (56) ①Hall, C. Parton, N. Peckover, S. & White, S. (2010) *op. cit.*, p.401. ②Shaw, I. (ed) *op. cit.*, p.614. ③Pithouse, A. Broadhurst, K. Hall, C. Peckover, S. Wastell, D. White, S. (2011) Trust, risk and the (mis) management of contingency and discretion through new Information technologies in children's services in *Journal of Social Work*, 12 (2), Sage Publication, pp.163-164. 本論文は Pithouse, A. (ed) (2011) と略す)
- (57) ①Hall, C. Parton, N. Peckover, S. & White, S. (2010) *op. cit.*, p.401. ②Shaw, I. (ed) *op. cit.*, p.614. ③Pithouse, A. (ed) (2011) *op. cit.*, pp.163-164.
- (58) ①Hall, C. Parton, N. Peckover, S. & White, S. (2010) *op. cit.*, p.401. ②Shaw, I. (ed) *op. cit.*, p.614.
- (59) Bell, M., Shaw, I., Sloper, P. and Rafferty, J. (2007) *An Evaluation of the Practice, Practice, Process and Consequences of the Integrated Children's System in Councils with Social Services Responsibility*, York, Department of Social Policy and Social Work, University of York. ICS の実施に関する研究。4つの先駆的自治体を対象 (イングランド、ウェルズからそれぞれ2か所を選定。フィールドワークは2004年中期から約3年間費やされた)。
- (60) Economic and Social Research Council's Public Services Programme Phase 2 (RES-166-25-0048-A)
The second project, Error, Responsibility and Blame in Child welfare (Award number RES-166-25-0048, 2007

- 2009). 2007年から2009年にかけて、5つの自治体の児童サービス部を対象としたフィールドワークを含むエスノグラフィック研究である。約280日に及ぶフィールドワークとデータ分析が実施された。
- (61) Shaw, I. (ed) *op. cit.*, pp.619-620.
- (62) *Ibid.*, p.622.
- (63) *Ibid.*, pp.619-620.
- (64) ① Pithouse, A. (ed) (2011) *op. cit.*, pp.173. ②Hall, C. Parton, N. Peckover, S. & White, S. (2010) *op. cit.*, p.403.
- (65) ①Pithouse, A. (ed) (2011) *op. cit.*, pp.166. ②Shaw, I. (ed) *op. cit.*, pp.623.
- (66) Shaw, I. (ed) *op. cit.*, pp.623.
- (67) 美馬達哉 (2008) 「〈リスク医学〉の誕生」、今田高俊編『リスク学入門4』岩波書店所収を参照／要約引用した。pp.55-80.
- (68) 同上、p.64.
- (69) 同上、p.65.
- (70) 同上、pp.64-65.
- (71) *Every Child Matters*, paras, 1. 10-15.
- (72) 美馬、前掲論文、p.73.
- (73) 山口節郎 (2008) 「情報化とリスク」、今田高俊編『リスク学入門4』岩波書店所収、p.86, p.91.
- (74) 東浩紀 (2007) 『情報環境論集：東浩紀コレクション S』講談社、p.58.
- (75) 山口、前掲論文、p.92.
- (76) Parton, N. (2008) 'Change in the Form of Knowledge in Social Work : From the Social to the informational', in *British Journal of Social Work*, Vol.38, pp.262-263.
- (77) Aas, K. F. (2004) 'From narrative to database : Technological change and penal culture', *Punishment & Society*, p.380.
- (78) Parton, *op. cit.*, pp.262-263.
- (79) デイヴィット・ライアン著、河村一郎訳 (2002) 『監視社会』、青土社、p.198.
- (80) 同上、p.32.
- (81) 山口、前掲書、p.89.
- (82) 同上、p.89.
- (83) Aas, *op. cit.*, p.386.
- (84) ライアン、前掲書、p.149.
- (85) 山口、前掲書、p.86.
- (86) 同上、p.86.
- (87) ライアン、前掲書、p.144.
- (88) 同上、p.252.
- (89) 同上、p.252.
- (90) 同上、p.149.
- (91) 同上、p.149.
- (92) 同上、p.142.
- (93) 山口、前掲書、p.98.
- (94) Parton, *op. cit.*, pp.259-260.
- (95) 「関係を中心とするソーシャルワーク：ソーシャルワークの原点」では、浅野智彦 (2001) 『自己への物語論的接近：家族療法から社会学へ』(勁草書房) 4章より示唆を受けた。
- (96) 浅野、前掲書、p.165.
- (97) ジェイムズ・ホルスタイン、ジェイバー・グブリアム著、山田富秋、兼子一、倉石一郎、矢原隆行訳

- (2004) 『アクティヴ・インタビュー：相互行為としての社会調査』 せりか書房、p.85.
- 098) ホルスタイン、グブリアム、前掲書、p.79.
- 099) 浅野、前掲書、p.167.
- 100) ホルスタイン、グブリアム、前掲書、p.149.
- 101) 同上、p.151.
- 102) 桜井厚（2002）『インタビューの社会学：ライフストーリーの聞き方』 せりか書房、p.214.
- 103) 浅野、前掲書、pp.214-215.
-

[たなべ やすみ 児童福祉学]